（公告の方法）

第七条　法第九十八条の規定による公告は、官報によるものとする。

（標準処理期間）

第八条　内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十七条の認定に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（法施行前における認定資金決済事業者協会の認定を受けるための準備行為）

第二条　法第八十七条の規定による認定を受けようとする者は、この府令の施行前においても、令第二十三条第一項の申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、法第八十七条の規定による認定を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

○内閣府令第七号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、資金決済に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資金決済に関する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項中「第十七条の二第十項」を「第十七条の二第十一項」に改める。

第十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第十七条の三第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

第十七条の二の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第十項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第一号中「第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同項第三号中「から第五号まで」を「、第二号、第三号から第五号の二まで」に改め、同項第四号中「第十六条の二第一項第十一号及び第十二号」を「第十六条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第一号中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第五号中「、法第十六条の二第二項第七号に規定する」を削り、「次条第二項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第三号中「法第十六条の二第二項第七号に規定する」、「法第十六条の二第二項第八号イに規定する」、「（以下「信託兼営銀行」という。）」、「同号に規定する」及び「（以下「信託子会社等」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十六条の二第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第十六条の二第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、次条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については銀行が信託兼営銀行（法第十六条の二第二項第八号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）である場合又は信託子会社等（法第十六条の二第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

第十七条の三第二項第一号及び第一号の二中「第一号の四」を「第一号の五」に改め、同項第一号の四及び第一号の五を次のように改める。

一の四　資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第十七条の三第二項第九号及び第十号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

第十七条の六第一項第九号中「第十七条の二第七項」を「第十七条の二第八項」に改める。

第三十四条の十六第一項第二号イ中「第十七条の二第三項第四号」を「第十七条の二第四項第四号」に改め、同条第四項中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第六項」に改め、同条第八項第一号中「第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同項第三号中「から第五号まで」を「、第二号、第三号から第五号の二まで」に改め、同項第四号中「第五十二条の二十三第一項第十号及び第十一号」を「第五十二条の二十三第一項第一号の二、第十号及び第十一号」に改める。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第二条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「第四条の三第四項」を「第四条の三第五項」に、「以下、」を「以下」に改める。

第四条中第一号の三を第一号の四とし、第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。第四条の五第二項第一号の四において同じ。）が営む資金移動業（同法第二条第二項に規定する資金移動業をいう。同号において同じ。）の代理又は媒介

第四条の三の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第十項中「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項第一号中「第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同項第三号中「から第五号まで」を「、第二号、第三号から第五号の二まで」に改め、同項第四号中「第十三条の二第一項第十一号及び第十二号」を「第十三条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第一号中「、第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第五号中「、法第十三条の二第四項第七号に規定する」を削り、「第四条の五第二項第二十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項第三号中「、法第十三条の二第四項第七号に規定する」、「法第十三条の二第四項第八号に規定する」及び「（以下「信託子会社等」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。